福祉バスをご利用の皆様へ

令和2年6月30日 高齢者・地域福祉課 (令和4年10月13日改定) (令和5年12月1日改定)

福祉バスの利用に関するガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と福祉バスの利用の両立を図るために、福祉バスの利用に関する基本的な考え方を示すものです。

なお、今後、新型コロナウイルスに関して状況の変化が生じた場合には、本ガイドラインを見直すことがあります。

また、本ガイドラインは『加古川市福祉バス事業実施要領』に優先して適用されます。

1. 基本的な感染症対策として皆さまにお願いしたいこと

- ①発熱や咳などの症状がある方は、外出をせず自宅で静養してください。
- ②こまめな手洗いや手指の消毒を行いましょう。
- ③マスクの着用は個人の判断ですが、場面に応じたマスク着用が推奨されます。

2. バスでのご移動

- ①用意された消毒液で手指を消毒してから乗車してください。
- ②バス車内でのマスクの着用は個人の判断ですが、身体的距離が近くなる場合や会話をする場合は、マスクを推奨します。
- ③引き続き移動中の飲食はお控えください。(熱中症対策として持参された飲料水等で水分補給をしていただくことは差し支えありません。)
- ④飛沫を防ぐため、大きな声で会話をしないよう心がけましょう。
- ⑤マイクは使用しないでください。
- ⑥換気のため窓を開けて運行することをご了承ください。

3. 見学先について

- ①見学先の利用ガイドライン等に必ず従ってください。見学施設によっては見学条件 が異なる場合があります。
- ②マスクの着用に関しては見学先のルールに従ってください。
- ③昼食の前は必ず手洗いを行ってください。会場に消毒液があれば手指の消毒も行い ましょう。

4. 代表者の方へ

(1) 定員について

福祉バスの乗車定員については、制限を解除し、定員28名とします。

(2) 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き各利用者に対し、本ガイドライン を遵守するようご指導ください。

(3) 利用者の把握について

事前に提出している利用者名簿に変更がある場合は、その都度新しい名簿を提出する とともに、当日の利用者に変更があった場合も事後に必ず名簿を提出してください。 また、利用者名簿は各団体で1ヵ月間保管してください。

5. 適用期間

本ガイドラインの適用は**令和5年12月1日**から当面の間とし、状況に変化があった場合には、必要に応じて見直すものとします。